

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年8月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第47号

香川県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

香川県環境影響評価条例施行規則（平成11年香川県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第2（第12条関係）		別表第2（第12条関係）	
対象事業の区分	準備書等の送付時期	対象事業の区分	準備書等の送付時期
1～4 略		1～4 略	
5 別表第1の5の項に該当する対象事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 略 (2) 電気事業にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項若しくは第2項の規定に基づく工事計画の認可の申請又は同法第48条第1項の規定に基づく届出 (3) ガス事業にあつては、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第32条第1項若しくは第2項、第68条第1項若しくは第2項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項若しくは第2項の規定に基づく届出 (4) 略	5 別表第1の5の項に該当する対象事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 略 (2) 電気事業にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第47条第1項の規定に基づく工事計画の認可の申請 (3) ガス事業にあつては、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第36条の2第1項の規定に基づく届出 (4) 略
6 別表第1の6の項に該当する対象事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定に基づく届出 (2) 略	6 別表第1の6の項に該当する対象事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項若しくは第15条第1項の規定に基づく許可の申請又は同法第9条の3第1項若しくは第7項の規定に基づく届出 (2) 略
7 略		7 略	
8 別表第1の8	下水道法第4条第2項（同条第6項において準	8 別表第1の8	下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項（

の項に該当する 対象事業	用する場合を含む。)若しくは第25条の11第2 項(同条第7項において準用する場合を含む。) の規定に基づく協議の申出又は同法第4条第4 項(同条第6項において準用する場合を含む。) 若しくは第25条の11第5項(同条第7項におい て準用する場合を含む。)の規定に基づく届出 の前
9・10 略	
11 別表第1の11 の項に該当する 対象事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) <u>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律</u> (昭和46年法律第112号)の適用を受 ける事業にあつては、同法第5条第6項の規 定に基づく協議の申出 (2) 略
12~14 略	

の項に該当する 対象事業	同条第4項において準用する場合を含む。)の 規定に基づく事業計画の認可の申請の前
9・10 略	
11 別表第1の11 の項に該当する 対象事業	次に掲げる行為のうち、最初に行う行為の前 (1) <u>農村地域工業等導入促進法</u> (昭和46年法 律第112号)の適用を受ける事業にあつては、 同法第5条第1項の規定に基づく実施計画の 策定 (2) 略
12~14 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。